

# 飼養衛生管理マニュアルを整備してください！

家畜伝染病予防法第12条の3に定められている飼養衛生管理基準の中で、日々の飼養衛生管理を確実にを行うため、農場毎の飼養衛生管理マニュアルの作成が義務付けられています。

同送した冊子に必要事項を記入し、マニュアル通りに飼養管理を行うようお願いいたします。マニュアルは毎年の巡回の際に確認しますので、分かる所に保管してください。

病気から飼養豚を守りましょう！

## 冊子のココに記入！

### 3 防護柵・防鳥ネット

毎週(曜日) 曜日、防護柵と防鳥場合は、衛生管理区域内に備えてある

### 3 防護柵・防鳥ネット

毎週(曜日) 水曜日、防護柵と防鳥場合は、衛生管理区域内に備えてある

### 1 衛生管理区域及び畜舎への人の

- ① (場所) に設置した台  
(衛生管理区域立入時、農場従業員)
  - ② 衛生管理区域立入時は(場所) 手指の洗浄・消毒を行う。
  - ③ 衛生管理区域立入時は(場所) 専用衣服・靴等を着用する。
- ※手指の洗浄・消毒方法及び衣服・と。

### 1 衛生管理区域及び畜舎への人の

- ① (場所) 門扉横の物置に設置した台  
(衛生管理区域立入時、農場従業員)
  - ② 衛生管理区域立入時は(場所) 手指の洗浄・消毒を行う。
  - ③ 衛生管理区域立入時は(場所) 専用衣服・靴等を着用する。
- ※手指の洗浄・消毒方法及び衣服・と。